

社会福祉法人ウエルライフ 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人ウエルライフ（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会の出席。(別表1による。)
- (2) 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務を行った時。(別表2による。)
- (3) 理事、評議員及び監事が理事会及び評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった時。(別表2による。)
- (4) 永年勤続慰労金。(別表3による。)
- (5) 役員弔慰金。(別表4による。)
- (6) 役員会退任慰労金(別表5による。)

(附 則)

この規定は、平成29年6月20日から施行する。

(変更の履歴)

2022年1月1日改定 第3条1項(3) 監事の業務報酬追記